

企画競争説明書

業務名称： アフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a00873

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年11月24日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年11月24日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域先進農業技術の導入を通じた農業機械化振興にかかる
情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年2月 ～ 2024年2月

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額

を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【野村 純子 nomura.junko2@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ 第五チーム

5 競争参加資格

（１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場

合、競争から排除しない。

- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作
成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の
対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反
が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企
業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の
者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定
する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する
ことがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての
社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契
約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた
だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格
要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼く
ださい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」
及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月3日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年12月9日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年12月24日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：
 - 1) プロポーザル
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
 - 2) 見積書：
宛先：e-koji@jica.go.jp
件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
本文：特段の指定なし
添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
特になし
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - パイロットプロジェクトの実施（800万円）
 - 機械倉庫建設（1,000万円）
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) US\$ 1 = 113.844 円
 - b) EUR 1 = 132.164 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガ

イドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／農業開発
- b) 農業機械 1
- c) 民間連携 1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 36.00 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点

30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年1月18日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

11 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連

情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

（1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護
- 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。
- 本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

- (1) 配付・貸与資料
当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) プロポーザルの報酬
プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用
プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。
- (4) プロポーザルの電子データについて
不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル
プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料
プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
 - 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
 - 2) 業務実施契約に係る様式 :
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務

実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業機械化振興、または民間企業連携に関連する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／農業開発

➤ 農業機械 1

➤ 民間連携 1

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／農業開発）】

- a) 類似業務経験の分野：農業開発に係る業務（農業機械化振興に関わる業務経験を有することが望ましい）
- b) 対象国・地域又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 農業機械 1】

- a) 類似業務経験の分野：農業機械にかかる業務経験
- b) 対象国・地域又は同類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 民間連携 1】

- a) 類似業務経験の分野：民間連携にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は同類似地域：評価なし
- c) 語学能力：評価なし

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／農業開発</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業機械 1	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： 民間連携 1	(12)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「**先進農業技術の導入を通じた機械化振興等にかかる情報収集・確認調査**」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

2019年8月に開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）全体会合3 官民ビジネス対話 の中で、農業ワーキンググループが検討してきた「アフリカ農業イノベーション・プラットフォーム構想」が発表された。同構想では、サブサハラ・アフリカ（SSA）地域の農業分野を発展させるべく、フードバリューチェーンの構築・強化のための農民のエンパワーメント、生産性向上、農作物の高付加価値化に対する介入を取り組み課題としている。それらに向けた優先的なアクションとして①「農業デジタル化基盤構築」及び②「先進農業技術の導入促進」を推進することとしており、幅広い方面からの本邦企業の参画・投資、価値提供を推進するとともに、日本政府はTICADイニシアティブ及び政策対話等を通じ、これを後押しする方針である。

JICAでは、上記②を実現すべく、農業機械の活用を先進農業技術の主なコンポーネントの一つと位置付け、本邦民間企業のSSA進出・ビジネス促進への足掛かりとなる日・アフリカ農業イノベーションセンター（AFICAT）の設置及びその具体化に向けた検討を行うため、2020年4月から2022年3月まで「アフリカ地域先進農業技術の導入促進に係る情報収集・確認調査」（先行調査）を実施中である。同調査においては、民間企業の進出可能性が高いケニア・タンザニア・コートジボワール、ナイジェリア、ガーナの5か国のAFICAT設置にかかる具体的な提案を行うことを目的に、本邦企業へのヒアリングを実施し、AFICATへの参加意向を確認した。その結果、以下の図に示すような7つの機能がAFICAT活動を推進するために必要であることが判明した。また、各対象国の現状に合わせた機械化振興に資するためのAFICATの位置づけを明らかにする必要があることが判明した。今後は、AFICATの設置及び活動を促進すべく、必要な情報収集を行うこと、また、各国の農業機械化に係る課題を明らかにしたうえで、中長期的にAFICATが果たす役割の整理をおこなう必要があるため、JICAは本件調査の実施を決定した。

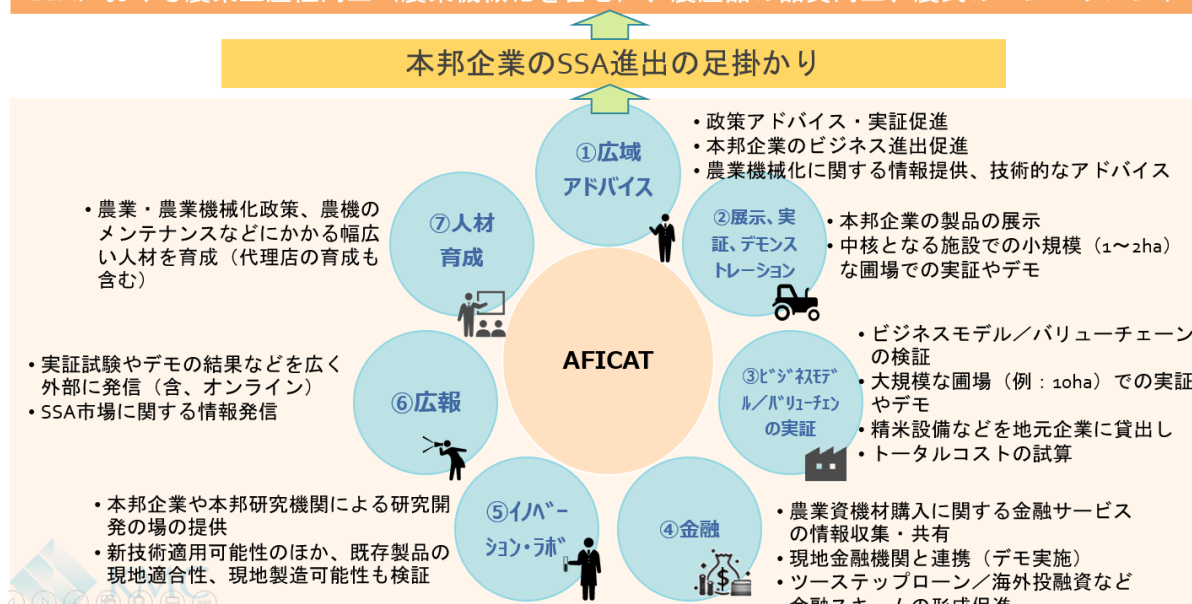


図 AFICAT の 7 つの機能と全体イメージ

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、SSAにおける稲作を中心とした農業生産・農業生産性や農産物の品質向上を目的とした先進的な技術や農業機械化の推進のための、展示・実証・人材育成・イノベーションの拠点である、AFICATの設置及び活動を推進すべく、必要な情報収集を行うとともに、主要な活動を試行的に実施し、AFICATの持続的な実施体制の提案やその実施に向けた教訓や課題、具体的な活動案を取りまとめることを目的とする。また、各国の農業機械化に係る課題を明らかにしたうえで、中長期的にAFICATが果たす役割の整理をおこなう。なお、これらの活動については、日アフリカの官民で運営推進する方針の下、本邦メーカーのSSA進出の足掛かりとなり得るよう留意する。

調査対象国は5カ国とし、タンザニア、ガーナ、コートジボワール、ナイジェリアの4カ国ではパイロット事業としてAFICATとして想定される一部活動を試行し想定されるアプローチの検証を行う。ケニアにおいては、JICA専門家等と連携し、まずはAFICAT設置案を策定し、他の4カ国での先行パイロット事業の結果を元に、パイロット事業の試行を実施する。

第4条 調査実施の留意事項

(1) AFICATの位置づけ

AFICATは、農業機械に関する本邦企業のSSA進出の拠点となるものであり、本邦企業の進出を通じた農業開発に資するものである。このため、AFICATの活動は、対象国の農業や機械化振興に則し、対象国の農業開発/機械化振興に貢献する計画・活動とすること。また、将来的なODAによる農業機械整備を検討するため、対象各国の農業機械化を推進するための法制度・仕組みを確認したうえで、無償資金協力の実施可能性も検討する。

(2) AFICAT設置（案）

① AFICAT 設置に係る基本方針

- ・ AFICAT は東アフリカ、西アフリカの両方で稼働を開始する。初期の活動は地域、連携機関を特定し、小規模に始める。その後、本邦企業の意向や現地の状況に合わせて、段階的に活動範囲を広げていく。
- ・ AFICAT は日・アフリカの官民によって運営されることが前提となっている。そのため、展示、実証、デモンストレーションで使用される本邦製品は、本邦企業から無償で提供、或いは貸与されることが前提となっている。他方、すでに現地に導入されている本邦製品がある場合、それを AFICAT で活用し、農業資機材メーカーの販促に資する実証やデモンストレーションを実施することも可能とする。
- ・ AFICAT は農業機械に留まらず農業資材や、コメ以外の農産物も幅広くカバーするが、立ち上げ当初は主にコメの農業機械から取り組み始める。
- ・ AFICAT は新しい組織やセンターを設立するのではなく、SSA の既存の組織や施設に必要となる機能を付加することで稼働させる。

② AFICAT の 7 つの機能

TICAD7で提案されたAFICATの活動案および本邦企業を含む関係者との協議を基に、AFICATの7つの機能は第2条の図のとおり想定されている。本調査では、想定される7つの機能のうち、①広域アドバイス、②展示、実証、デモンストレーション、③ビジネスモデル／バリューチェーンの実証、④広報を主たる対象として試行を行い想定されるアプローチの検証を行う。

③ AFICAT 活動案（案）

先行調査では、タンザニア、ガーナ、コートジボワール、ナイジェリアにおける「展示、実証、デモンストレーション」及び「ビジネスモデル／バリューチェーンの実証」等の主な活動地及び連携機関案を以下のとおり整理した。本調査では各国でこれらの拠点を中心に活動を開始する。なお、ケニアにおいては、今次調査において拠点候補を選定するところから開始し、4 か国の事例を参考としながら、活動を実施する。

	国	主な活動地及び連携機関案
1	タンザニア	・ キリマンジャロ農業研修センター（KATC）および隣接するローアモシ灌漑地区。連携機関は KATC を想定。
2	ガーナ	・ 首都アクラから 100 km（車で 2 - 3 時間）程度離れたポン灌漑地区（KIS）を中心。連携機関は KIS を想定。
3	コートジボワール	・ JICA で実施中の技術協力プロジェクト国産米振興プロジェクトフェーズ 2（PRORIL2）と連携し、ヤムスクロを中心。連携機関は ADERIZ を想定。
4	ナイジェリア	・ 首都直轄区（FCT）、ナサラワ州を中心。連携機関は FCT 及びナサラワ州普及局を想定。

（3）本調査の位置づけ

本調査は、本邦企業等の優れた農業機械や農業資材及び農業技術等を SSA に導入すべく、必要な情報収集を行うとともに、本邦企業の SSA 進出を支援する AFICAT の一部活動を試行するものであり、パイロット活動を通じて本邦企業が活用するための AFICAT に関する具体的な設置・運営方法を検討するものである。先方政府

の政策、戦略や意向を尊重しつつ、先方政府の実施能力を見極め、持続的に AFICAT の機能が確保される実施体制を提案するよう留意すること。また、本邦企業等との調整や SSA の各種情報提供を行う国内での実施体制の在り方についても提案を行う。さらに現地で実施中あるいは近く実施予定があるほかの JICA 事業、JICA 筑波など国内機関、業界関係者と連携することで、効率的、効果的な活動となるよう心掛けること。

(4) AFICAT 対象国の優先順位

優先対象国は、タンザニア、ガーナ、コートジボワール、ナイジェリア、ケニアの5カ国であり、基礎的な情報収集が終了していないケニアを除く4か国において先行してパイロット事業を実施する。調査団の人数が限られることから、同時に4か国での実施は困難である可能性もあるところ、4か国の中でも優先順位を付けた実施を可とする。先行調査の結果によると、タンザニアが最も AFICAT の条件が揃っているために進めやすいとの見解があるところ、まずはタンザニアを優先して進めることも検討すること。

(5) 本邦民間企業の参加促進

AFICATにおいては、本邦企業負担による農業機械・資材の導入・展示や技術者の派遣が前提となっている。したがって、本邦企業のSSA進出の意向と、どのような支援がJICA/ODAや先方政府に期待されているか十分に確認し、本邦企業のAFICATの参加促進をすること。本邦企業の戦略や技術に関する機微な情報を扱うことを踏まえ、情報の扱いには十分に留意すること。なお、当面の間、各国における支援は、5社程度を想定している。

本邦企業負担による導入された農業機械等の倉庫がない場合は、必要に応じ、調査期間でのその建設を検討し、JICAと相談の上、建設する。

(6) 各種会議との調整

AFICATの構想は、「TICAD7 全体会合3 官民ビジネス対話 農業ワーキンググループ」、「アフリカビジネス協議会の農業ワーキンググループ」、「グローバルフードバリューチェーン官民協議会」、更にはJICAの「JICA食と農の協働プラットフォーム (JifPA)」で議論されてきた内容及び先行調査の結果がベースになっているため、これら議論の内容を確認し、整合性のとれた形でまとめること。

なお、節目節目に調査の進捗状況や結果を上記会合で本邦民間企業等と共有、意見交換する予定であり、それらの会合に出席して報告を行うこと。これら意見を分析し、内容を報告書に反映させること。

(7) 現地関係機関との合意

先行調査で、各国における農業開発及び農業政策を扱う関連省庁とAFICAT設置に向けて概ね合意を取り付けている。本調査ではJICAと協力し、改めて各国の関係機関に活動計画を説明し、必要に応じ、協力の合意を取り付け、合意文書の締結などをおこなうこと。

(8) 各国JICA事業との連携

JICA は、TICAD で日本政府が発表した CARD、SHEP、IFNA を含む農業・農村開発分野の事業をアフリカ各国で展開している。特に対象国においては、稲作関連の技術協力プロジェクトが実施中、または実施予定であるところ、これら事業の

成果の活用や連携も視野に AFICAT の活動を検証すること。

主に連携が想定される各国の事業は以下のとおり。

① タンザニア

「タンザニア国コメ振興及び普及・研修システム強化に向けた情報収集・確認調査（2021年11月～2023年5月）」ではコメ分野に関する基礎的な情報の収集、研修の実施などの活動が予定されている。

② ガーナ

2021年より技術協力プロジェクト「ガーナ国ガーナ稲作生産性向上プロジェクト（GRIP）」（2021年～2026年）が開始される予定である。また、CARDに関連する無償資金協力も実施が想定されている。

③ コートジボワール

2021年から技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ 2（PRORIL2）」（2021年2月～2026年2月）が実施されている。

④ ナイジェリア

ナイジェリア連邦農業農村開発省に派遣されている農業開発アドバイザー（2021年2月～2023年1月）と定期的に情報を共有し、連携する。

ナイジェリアでは技術協力プロジェクト「ナイジェリア国生計向上のための市場志向型農業普及振興プロジェクト（SHEP 技プロ）」（2020年8月～2024年8月）が実施されているほか、コメの種子に関する技術協力プロジェクトが形成中である。CARDに関係する無償資金協力の実施も想定されている。

⑤ ケニア

ケニアにおいては、農業機械化にかかる専門家の派遣が検討されており、同専門家が派遣された場合は、同専門家と定期的に情報を共有し、連携する。また、技術協力プロジェクト「灌漑地区におけるコメ生産強化のための能力開発プロジェクト」（2019年3月～2023年3月）が実施されている。

（9）国内実施体制

日本国内において AFICAT 支援のための事務局の立ち上げを行う予定である。本邦企業に対する十分な支援及び関係機関等との情報共有のため、事務局の支援を行うとともに、その実施体制について提言を行う。また、JICA 筑波が実施する農業共創ハブとの具体的な連携について、提案・実践する。

（10）AFICAT 検証

AFICAT の想定される構想は、背景にある通り。これらが実際に機能するか、本件調査による本邦企業支援の試行等を通じて確認し、結果の取り纏めを行う。その結果については、本調査で対象としている5か国に対して、フィードバックするとともに、他国への展開可能性について検討を行う。また、AFICAT の広域化についても可能性を検討し、提案すること。更には、AFICAT の中長期的な目標値を検討すること。

(1 1) 本邦企業との機密保持

企業の SSA 進出に関しては、各社の事業戦略に基づいてすすめられている。AFICAT の活用の有無、実証する製品名、実証結果など、どこまで公表してよいかを明確にする必要がある。機密保持に関する文書を交わしておくことが推奨される。同文書の署名者については、対象企業と協議の上、検討することとする。

第5条 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は提案すること。

(1) 報告書等レビュー調査

「アフリカ農業機械情報収集・確認調査」の最終報告書、先行調査の報告書等、過去の農業機械化関連調査レビュー、関連政策の確認（TICAD支援策・インフラシステム輸出戦略等）を行う。

SSAの農業機械化に関連しては、JICAによる調査（民間連携スキーム¹を含む）、CARDの枠組みの一環で策定している複数国での農業機械化戦略等、既存の情報があることから、これらの情報を最大限活用することにより効率的な調査を実施する。

(2) 本邦企業のニーズの確認調査

先行調査においては、民間企業へのヒアリングを実施しており、各国5社程度がAFICAT活動への具体的な参加の意向を示していることを確認している。先行調査がこれらの民間企業についてとりまとめた内容を確認するとともに、必要に応じ、対象民間企業への追加調査を実施する。

なお、企業への協力依頼については、JICAより行うが、企業と面談を行うことができない場合は、質問票の送付や電話、メールベースでの確認でも可とする。

(3) インセプション・レポート（案）の作成

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート（案）を作成する。インセプション・レポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・ 調査の背景、経緯
- ・ 調査の目的
- ・ 調査の方針
- ・ 調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・ 作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・ 調査員の作業および作業期間
- ・ 調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・ 提出する報告書とその目次案

(4) インセプションレポート（案）の説明・協議・最終化

発注者との会議等においてインセプションレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。また、可能な限り、先行調査で AFICAT 参加に関心を示した本邦企業

¹ 中小企業海外展開支援事業、SDGsビジネス調査、普及促進事業（現在では、中小企業・SDGsビジネス支援事業として統一）

に対してもその内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、JICA 経済開発部の承認を得る。

(5) 本邦企業の活動計画の作成支援

先行調査において AFICAT 活動への具体的な参加の意向を示している民間企業（各国 5 社、合計 10 社程度）に対して、活動計画の作成支援を行う。計画には、現地関係機関や日本国内機関の意向も反映させる。新たな本邦企業に具体的な AFICAT 参加意思が示された場合、同企業に対しても活動計画の作成支援を行う。

(6) パイロット活動の実施

ケニア、タンザニア、ガーナ、コートジボワール、ナイジェリアの 5 か国でパイロット事業を試行する。ただし、ケニアについては、他 4 か国で先行実施した結果を元に試行する。本邦企業の意向を踏まえて、必要なアドバイスや情報を提供し、展示、実証、デモンストレーション、広報に関する活動の実施を支援する。

① パイロット事業実施に必要な情報の収集

パイロット事業実施に必要であり且つ報告書等レビュー調査で入手することが出来なかった情報を収集する。以下、想定される項目を示す。

【想定調査項目】

- (ア) 当該国における農業の現状、農業開発政策・機械化戦略等農業情報一般
- (イ) 入国・通関・輸入に係る手続等にかかる情報一式
本邦または第 3 国から各国に商用で民間人材を派遣する際の手続き、本邦機材や資材等の輸入にかかる法律・制度、具体的な手続きを確認する。
- (ウ) 当該国における他ドナー、民間企業等による農業機械や農業資材等の先進農業技術の導入情報
- (エ) 金融機関にかかる情報
農業機械・収穫後処理施設を調達する際に農家や精米業者等がアクセス可能な金融商品（ODA を含む）につき、その内容（貸付条件・貸付実績・返済状況等）を確認する。
- (オ) 展示・実証・デモンストレーションにかかる場所・協力機関等の情報
デモ地区農民への農業機械の貸出ニーズについて確認を行う。また、貸出ず場合、または展示場を整備する場合に必要な手続きを確認の上、農民への貸し出し方法の現実的な条件等について整理を行う。圃場整備等が必要な場合は、具体的な整備計画・概算を明らかにする。
- (カ) 人材育成にかかる場所・協力機関等の情報
政策や研究開発、農業機械のメンテナンス等にかかる人材育成拠点設置のニーズ、妥当性及び協力機関の有無等について確認する。また、ハード面の環境を確認する。
- (キ) 現地で製品改良や開発を行う政府機関
タンザニアの農業機械化・農村技術センター（GAMARTEC）、ガーナのクワメ・ヌクルマ科学技術大学（KNUST）、ナイジェリアの国家農業機械化センター（NCAM）など、現地の適合性を考慮した農機の改良や開発を担当する政府機関及びその施設について確認する。
- (ク) 代理店候補企業
本邦製品の代理店候補となりそうな現地企業の情報を収集する。JETRO 事務所がある場合、JETRO の協力も得つつ、代理店候補を整理する。

② 広域アドバイス

収集した情報及びパイロット活動の実施状況・結果に関し、本邦企業の意向に沿って、情報を提供する。現地政府や現地企業に対しても、適宜、AFICAT で収集した情報を共有する。

③ 展示、実証、デモンストレーション

先行調査では、主要な本邦農業機械メーカーと面談し、各国で上記（５）記載の５社のうち２社程度の本邦農業機械メーカーが、AFICAT を活用した実証やデモンストレーションの実施を具体的に希望していることを確認した。これら企業の製品に関し、上記第２条（３）に示す活動地・連携機関に基づき、展示、実証、デモンストレーションの試行を支援する。具体的な活動を実施するにあたっては、連携機関と詳細について確認・合意する。

④ ビジネスモデル／バリューチェーンの実証

本邦製品の実証を実施する際は、製品単品の性能に加え、ビジネスモデル／バリューチェーンにおける実証も実施することで、本邦製品の優位性、経済性をアピールするように留意する必要がある。このため、対象製品に関し、ビジネスモデル／バリューチェーンに関する実証を行う。対象資機材は、上記③の資機材に加え、現地で導入されており調査のための情報を入手することが可能である製品（各国で上記（５）記載の５社のうち３社程度）を含む。

⑤ 広報

各国での実証やデモンストレーションで得られた情報を発信する。情報発信は本邦製品が当該国の農業機械化に貢献することが理解されるよう現地関係者に向けたものと、本邦企業の AFICAT の活用や SSA 進出を促進するために本邦企業に向けたものなどが考えられる。個別企業や個別製品に関する情報の場合、情報管理を徹底し、各企業から公開可能といわれた情報のみを発信する。広報に関しては、新農林社など業界紙に広報を依頼できるか打診する。

2022 年 8 月に開催される TICAD8 に向けて、AFICAT に関する情報を整理し、発信する。

⑥ その他

現行では、上記①～⑤の活動が想定されているが、その他、民間企業の要望に応じ、パイロット活動を実施する。

（７）本邦企業の AFICAT 参加を促進

上記（６）①・④の活動や参加の可能性が高い本邦民間企業との個別協議を通じ、本邦民間企業の AFICAT への参加を促進する。本邦企業が具体的な参加意思を示した場合、活動計画を作成し JICA へ提出する。JICA と受注者は活動計画を踏まえ、上記（６）②・③への当該本邦民間企業の参加の適否を判断する。

（８）各国における JICA 事業や他の実施機関における事業への活用検討

実証で得られた結果を踏まえ、各国で JICA が実施中のコメや農業に関連する事業、調査、あるいは他の関係機関が実施する事業への対象機材の活用を検討する。検

討においては JICA が実施する技術協力事業や民間連携事業、無償資金協力等の資金協力事業の可能性についても検討する。対象各国の農業機械化を推進するための法制度・仕組みを確認し、日本の ODA でどのような支援が可能か検討すること。

(9) AFICAT 事務局の活動・実施体制提案

JICA では、本部内に AFICAT 事務局の設置を検討している。AFICAT 事務局の活動は以下を想定しているが、同事務局の活動を支援するとともに、その体制・活動につき、提言を行う。

- ① 各 AFICAT からの問い合わせに対する回答
- ② 本邦企業からの問い合わせに対する回答
- ③ 各活動の進捗を確認・集約
- ④ 実施体制に含まれる関係機関間の進捗確認、方針決定の機会の運用
- ⑤ (必要に応じた) セミナー等の開催
- ⑥ 全体方針の整理
- ⑦ 情報の適切な蓄積・発信

(10) JICA 国内機関との連携提案

JICA 筑波では「農業技術と農業人材の共創サイクルの構築(農業共創ハブ)構想」が進められており、担当者が配置されている。現地パイロット活動に付随する JICA 筑波との連携を具体的に試行し、JICA 筑波と AFICAT の連携体制を整理する。さらには JICA 民間連携事業との連携案も検討し提案する。

(11) その他の関連機関との連携提案

農林水産省、JETRO、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(JIRCAS)、国立研究開発法人農業・食料産業技術総合研究機構(NARO)などといった国内関係機関、CARD 事務局と情報交換の場を設定し、具体的な連携案を提案する。

(12) 中間報告書の作成

調査の進捗状況を取りまとめ、2023年2月までに中間報告書として提出する。

(13) AFICAT の実施体制の提案

AFICAT の中期的、長期的な活動イメージは以下のとおりである。パイロット事業を含む本調査で得られた情報を基に、中期的、長期的に AFICAT をどのように稼働させるか明確にし、それに向けて必要な準備・手続き、体制づくりを進める。また、農業開発にかかるアウトカムレベルの成果及びインパクトを分析し、目標値も提案すること。

本調査では、優先対象国5か国を対象としたが、海外拠点と国内機関等との AFICAT 全体像やネットワークのあり方、将来的な他国への展開、また広域拠点となる可能性も想定して実施体制を提案すること。

マイルストーン	活動イメージ
2022年8月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東アフリカ、西アフリカにおいて、AFICAT の一部活動を開始している。 ・ 複数の本邦企業が AFICAT に参画している。
2025年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東アフリカ、西アフリカにおいて AFICAT がフルに稼働している。

TICAD9開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の本邦企業が AFICAT における成果を TICAD9 で共有する。 ・ AFICAT の活動が国内の他拠点と周辺国に広がり始める。
2028年 TICAD10開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東アフリカ、西アフリカにおいて AFICAT がフル稼働しており、周辺国にも活動が広がっている。 ・ 複数の本邦企業が AFICAT における成果を TICAD10 で共有する。 ・ 持続的な AFICAT 実施体制が構築されつつある。

(14) ファイナルレポートの作成

上記調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、その内容について JICA、その他関係者と協議する。それらの協議結果を踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2024年2月下旬を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）
和文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (2) インセプション・レポート
和文1部、英文2部、仏文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (3) 中間報告書
和文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (4) ファイナルレポート
和文10部、英文10部、仏文5部（製本）、CD-R（和文3枚、英文3枚、
仏文3枚）

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

別紙：報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

第 1 章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の概要
- 1-3 調査団と調査工程

第 2 章 各国パイロット事業等の実施結果・課題・提言

- 2-1 ガーナ
 - 2-1-1 情報の収集・整備
 - 2-1-1-1 農業の現状・農業機械化の概要
 - 2-1-1-2 広域アドバイス
 - 2-1-1-3 展示・実証・デモンストレーション
 - 2-1-1-4 ビジネスモデル／バリューチェーンの実証
 - 2-1-1-5 金融
 - 2-1-1-6 イノベーションラボ
 - 2-1-1-7 広報
 - 2-1-1-8 人材育成
 - 2-1-2 広域アドバイス
 - 2-1-3 展示・実証・デモンストレーション
 - 2-1-4 ビジネスモデル／バリューチェーンの実証
 - 2-1-5 広報
 - 2-1-6 その他活動
 - 2-1-7 農業開発にかかる成果・インパクト
 - 2-1-8 AFICATの課題・提言
 - 2-1-9 AFICAT実施計画（案）
 - 2-1-10 ODA事業の実施可能性
- 2-2 コートジボワール
- 2-3 タンザニア
- 2-4 ナイジェリア
- 2-5 ケニア

第 3 章 国内実施体制

- 3-1 事務局機能
- 3-2 JICA筑波共創ハブとの連携
- 3-3 他国内機関との連携

第 4 章 AFICATの実施体制・展開

- 4-1 AFICAT全体像
- 4-2 AFICATの目標値
- 4-3 他国への展開

- 4-4 広域的な展開
- 4-5 実施に向けたスケジュール

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年2月中旬より2024年2月下旬まで本業務を実施することを想定する。2023年2月下旬までに中間報告書を、2024年2月下旬までにファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 69 人月 (P/M) (現地 : 59 P/M、国内10 P/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成 (及び格付案) は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成 (及び格付) を提案してください。なお、評価対象者の人月を分担者を含め同分野全体人月の50%以上とすること。

- ① 業務主任者/農業開発 (2号)
- ② 民間連携 1 (3号)
- ③ 民間連携 2
- ④ 農業機械 1 (3号)
- ⑤ 農業機械 2

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- 各種情報収集 (第5条 (6) ①関連)
- パイロットプロジェクトの実施及び機械倉庫建設

(4) 配付資料/閲覧資料等

1) 配付資料

- アフリカ地域先進農業技術の導入促進にかかる情報収集・確認調査報告書

2) 公開資料

- 「アフリカにおける本邦企業の農業機械の活用に係る情報収集・確認調査」の最終報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041463.html>

(5) 対象国の便宜供与 (必要な場合に記載)

特になし

(6) その他留意事項

1) 安全管理

●ガーナ

① 行動の留意点

- ・ 身分証明書を常に携帯する。
- ・ 携帯電話を常時携帯し、通話可能な状態とする。
- ・ 深夜及び早朝は特段の事情がある場合を除き行動しない。
- ・ 日没以後は徒歩での行動は原則禁止。日中も徒歩の場合は可能な限り複数名

で行動する
等の対応をとる。

- ・ 行き先や時間帯のパターン化は可能な限り避け、行動を察知されないよう努める。
- ・ 現地人の悪口、民族・宗教問題、政治批判等、反発を買うような言動は控える。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とする。
- ・ 車に乗り込んだら直ちにドアロックをする。大きく窓を開け放さない。
- ・ 自動車で移動する場合、車検証ステッカー及び車両保険のステッカーの双方が貼付され、有効期限内であることを必ず確認する。
- ・ タクシーの利用に際しては、基本的に運転手の隣りではなく後部座席を利用する。その上で、可能な限り鍵をかけ窓を閉めるとともに、貴重品の管理等に十分に注意する。
- ・ 一般公共交通機関（ローカルバス、中長距離バス）は、慣れないと行き先がわかりづらく、スピード超過や整備不良による事故、強盗、スリ等も生じているため、短期滞在者のみでの利用は避けること。利用時には乗車位置（最前列を避ける）や貴重品の管理等に十分に注意する。
- ・ 周囲に注意を払い、スリ、ひったくり等への警戒を怠らない。

② 安全な宿舎の手配

JICA 関係者がよく利用するホテルを選ぶこと

③都市間移動

夜間の都市間移動は禁止。日の出後の出発、日没前の到着を厳守する。単独行動も避ける。

●ケニア

① 到着前ブリーフ

- ・ 到着前JICA 事務所からのオンラインによるセキュリティブリーフィングを受ける。初回渡航時は必須とし、再渡航時は希望があればブリーフィングを実施する。但し、安全対策措置改定（引き上げ時のみ）後の最初の渡航時は、再度セキュリティブリーフィングを受けるものとする。

② 行動規制

- ・ 日の出前の早朝及び夜23：00 以降の外出を避ける。
- ・ 5:00 以前及び23：00 以降のジョモ・ケニヤッタ国際空港～ナイロビ市内間及び国内旅行などで使用するウィルソン空港～ナイロビ市内間の移動を避ける。
- ・ 人の多く集まる公共施設（バスターミナル・駅・スタジアムなど）には不用の際は近づかない。
- ・ クラブ（ディスコ）、カジノへのJICA 関係者の立ち寄り禁止。
- ・ バーはインターナショナルホテル内等の警備体制の充実した場所を選び、必ず複数人数で利用すること。
- ・ 警備員が巡回したり、CCTV が設置されたショッピングセンター・レストランを極力利用し、滞在は最小限にとどめる。
- ・ ダウンタウン周辺や、欧米系のホテルやオフィスビルなど高層ビルへの訪問・滞在は必要最小限に留め、極力近寄らないこと
- ・ 政府、軍関係施設、ナイロビ大学周辺、米・英・イスラエル系関連施設、不特定多数が集まる政治集会会場、宗教関連施設、スラム地区およびその周辺、市内ダウンタウン、工業地帯、ナイロビ駅、自然公園以外の全ての公園、予告されて

いる集会の会場、デモ行進の経路周辺を避ける。

・犯罪者に遭遇した場合、生命・身体の安全を最優先し、無抵抗に徹する。

③ 安全な宿舎の手配

・ケニア在住者が住居を選定する際は、安全対策マニュアルを参照の上、安全な地域にあって住居侵入を防ぐために必要な防犯設備を有する住居を選定する。また、家の中に立てこもるための退避室（Safe Haven）を準備する。

・外務省危険情報等レベル2以上の地域（ナイロビ東部イスリー地区及びその周辺地域、キベラ、マザレ、カワンガレ等スラム街及びその周辺地域）及びCBDでは宿泊を避ける。レベル1の地域では、JICA事務所が安全を確認したホテルの他、CPや過去の利用実績等から情報を得、安全性を優先してホテルを選定すること。

④ 通信手段

・携帯電話を常に通話可能状態とし、外出の際は必ず携帯する。

⑤ 移動手段

・移動の際には、事務所の指示に基づき徒歩、自転車は避けて自家用車、レンタカー、タクシーを利用する（後部座席においてもシートベルト着用、ドアロックし、窓は閉める）。

・公共バス、マタツ、バイクタクシーといった乗り合いの移動手段の利用は禁止。

⑥ 空港利用

・出発ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、早めにチェックインを済ませロビー滞在時間を最小限とする。

⑦ その他

・身分証明用に短期滞在者はパスポート原本、長期滞在者はパスポートコピー（顔写真と労働許可証のページ）とケニア政府発行のIDカード原本を常時携帯し、警察から求められれば提示する。なお、短期滞在者はパスポート原本を肌身から離さず、他の貴重品と分けて携帯する。

・公共の場でのビデオ、写真等の撮影は禁止

・派手な格好は避け、目立つ行動をとらない。ネックレス、イヤリング、指輪等の装飾品を身につけない。腕時計を付ける際は長袖を着用するなど人目につかないよう工夫する。

・多額の現金、貴重品は持ち歩かない。

●コートジボワール

行動規範

【国内全土共通】

① 短期滞在者は、JICA事務所指定のホテルに宿泊する。詳細は所員に照会すること。

② 深夜（22時～翌5時）の外出禁止。業務上の活動は、原則として20時までに終了するように計画を立てること。

③ 常に携帯電話を携帯し、連絡が取れる体制をとること。

④ 当地で留意すべき主要なリスクは以下のとおり。

ア) 集団示威行動（デモ、騒乱等）：目撃した際は、危険回避行動をとったのち、事務所24時間緊急電話に連絡。

イ) テロ行為（ホテルやレストラン等襲撃、爆弾、誘拐）：欧米人の多く集まる施設では特に注意。高級ホテルへの長時間の滞在は控える。Zone4、トレッシュヴィルなどにある欧米系高級レストランには、金曜日、イスラム/キリスト教暦記念日、

フランス関係祭典等の日は、出入り禁止とする。常に周囲の状況に注意し、異変を感知したら、危険回避行動をとること。（安全対策マニュアル別紙「テロ対策マニュアル」を参照）

ウ) 言い争い、もめ事：当国の人々は特に政治、社会グループなどの問題にナーバスであるため、常に中立性に留意するとともに、このような話題には直接及ばないように留意。

エ) 強盗、車上狙い、置き引き、スリ：車両移動中は必ず施錠し、窓を閉める。駐車は警備員など人目のあるところにし、車内に貴重品を残したり、外から見える場所に荷物を放置しない。市内移動は車両移動を原則とし、徒歩移動は限定すること。

オ) 公共交通機関における事故・事件：メータータクシー（オレンジ色）の利用は極力避ける（特に女性は注意）。夜間の利用は禁止。乗り合い路線タクシー（ウォロウォロ）や乗合ワゴン（バカ）の利用は終日禁止。

カ) 青少年犯罪グループ「ミクロブ」：主にアボボ、アジャメ、ヨプゴンなどの地区で強盗、殺人、略奪、破壊行為を行うグループ。ナイフなどの凶器を持ち、薬物を常用。内部抗争による衝突が継続しているため、特にコミュニケーションでの活動にあたっては注意。近年、ココディ・プラトー・トレッシュビルなど南部への活動範囲の拡大が観察されるので併せて要注意。特に上記地域の夜間の移動は極力避けること。

⑤滞在日程や宿泊先の変更・延長があった場合は、速やかに事務所に滞在予定と共に届け出ること。

【ヤムスクロ】

上記共通事項に加え、地方滞在中の行動規範は以下の通り。

①地方への移動時は下記の点に留意すること。

ア) 最高速度は高速道路上では100km/h、それ以外の道路でも80km/hを順守する。

イ) 移動の安全管理は、運転手のみならず、同乗者の責任であることを認識する。同行する運転手の勤務管理をきちんと行い、食事・休息などを十分与える。

ウ) ナショナルスタッフやカウンターパートのみの状況での事故が多発。指導を徹底する。

②目的地到着後に事務所担当所員に安着の連絡をすること（SMS可）。

③地方都市の中心地から外れた地域を訪問する際や、未舗装道路区間を通行する際は、必要に応じて最寄りの県（Préfecture départementale）、市（Commune）事務所、あるいは治安当局へ通報し、最新の治安状況を確認すること。

●タンザニア

①行動規制

・車両での市内移動を含めて、原則23時から翌日5時の間は一切の移動は禁止（ダルエスサラームおよびザンジバルでの市内と空港との移動は市内移動と見なす）。

・日没後、日の出前の都市間幹線道路の移動は禁止する（アルーシャ市あるいはモシ市とキリマンジャロ空港との移動は、都市間幹線道路移動と見なす）。

・夜間（日没後、日の出前）の歩行や自転車での移動は禁止する。

・歩行時に荷物をたすき掛けしない（ひったくられたときに怪我を防止するため）。

②安全な宿舎の手配

・ダルエスサラーム市内では、カリアコー地区（Kariakoo）での宿泊は避ける。

・貴重品の管理に十分注意する。

③通信手段

- ・緊急時の連絡用に必ず携帯電話を持ち歩く。

④ 移動手段

- ・バイクタクシーの乗車は禁止する。
- ・日中でも人通りの少ない道の歩行は控え、出来る限り車で移動する。
- ・長距離バス、三輪タクシー（バジャジ）、ミニバス（ダラダラ）は極力利用しない。
- ・流しの無登録タクシーには乗らない。
- ・ザンジバルへのフェリーを利用する場合、信頼性の高いAZAM MARINE 社の高速フェリーに乗る。乗船後は非常口と救命胴衣の場所を必ず確認する。高波など悪天候（午後に多い）時には上船しない。

⑤ 空港利用

- ・空港の滞在時間は最小限とし、空港で夜を過ごすことは原則認められない。
- ・特に置き引きに注意する。

⑥ その他

- ・政治や宗教について誤解されるような発言はしない。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・騒乱やデモを見かけた場合はすぐにその場所から立ち去りJICA 事務所に連絡する。

● ナイジェリア

- ・宿泊は、事務所が指定するホテルのみ。それ以外に宿泊する必要がある場合は必ず事務所の事前承認を得ること。
- ・地上波携帯電話を携帯すること。
- ・（空港送迎含む）警護警官依頼が必要な場合は、手配書を10営業日前ま【空港送迎（アブジャ）】
- ・夜間、早朝（午後6時～午前6時の時間帯）は普通車2台以上によるコンボイで移動すること。
- ・日中（午前6時～午後6時の時間帯）は、旅行者が1名の場合に限り普通車1台での移動も可能とする。
- ・いずれの時間帯においても武装警護警察官は最低2名帯同させること（武装警察官の手配書を10営業日前までに事務所案件担当者に提出する）。
- ・旅行者が1名しかいない場合で、航空機遅延により到着が午後6時を過ぎることが分かった場合、経由先などから可能な範囲でレンタカー会社に連絡の上、2台以上の車両を確保する。
- ・空港ターミナルにおける緊急時の連絡用に、できるだけ日本（もしくは滞在国）から国際ローミングが可能な携帯電話を持参すること。